

社会福祉法人 泉湧く家

役員等の報酬、及び費用弁償に関する規定

第1条 この規定は、社会福祉法人泉湧く家（以下「法人」という。）の定款第8条（評議員の報酬等）及び第21条（役員等の報酬等）の規定に基づき、役員及び評議員、並びに評議員選任解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬）

第2条 役員等の報酬は、別表第1のとおりとする。ただし、法人の給与を支給されている常勤職員については、報酬及び実費弁償を支給しない。

（費用弁償）

第3条 役員等が、理事会、評議員会、評議員・選任解任委員会に参加し、または監事監査を行う場合は、別表第2に定める費用弁償を支給する。

（支給方法等）

第4条 役員等の報酬は、職員の勤務月に準じて毎月25日に支給する。

- 2 役員等の費用弁償の支給方法は、原則として当日支給する。
- 3 報酬等の支給について、本人から辞退の申し出があった場合は支払わない。

（弔慰金等）

第5条 評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員又はその家族に対し、次の各号により弔慰金等を支給する。なお、弔慰金等の金額は内規にて理事長が別に定める。

- (1) 在任中に本人が死亡した場合
弔電、生花、香典
- (2) 任期中に家族（親、配偶者、子）が死亡した場合
弔電、生花、香典
- (3) 任期中に病気等で入院した場合
見舞金

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付則 理事長報酬は、平成18年1月支給分より適用する。

平成17年12月22日 制定
平成19年5月23日改定
平成24年7月27日改定
平成29年10月26日改定